## 財産形成期日指定定期預金規定

#### 1. (預金契約の成立)

当金庫が、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

#### 2. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2)この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに取引の証として財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」という。)を発行するとともに、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

## 3. (預金の種類、期間等)

この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

## 4. (自動継続等)

- (1) この預金(第7条による一部解約後の残りの預金を含む。)は、最長預入期限にその元利金および最長預入期限に新たな預入れがある場合は、これを合算した合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2)前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3)継続された預金についても前二項と同様とします。
- (4)継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申し出てください。

### 5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2)満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3)満期日は、前項に準じてこの口座の預金残高の全部、または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5)第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

#### 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの日数について、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて1年複利の方法で計算します。
  - ①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…1年定期預金利率
  - ②預入日から満期日までの期間が2年以上……2年定期預金利率
- (2)この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3)継続された預金の利息についても前二項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4)債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期

目前に解約できません。

- (5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合は、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利計算し、この預金とともに支払います。
  - ①6か月未満……解約日における普通預金の利率
  - ②6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
  - ③1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
  - ④1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
  - ⑤2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
  - ⑥2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。
- (2)前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで支払いを行いません。
- (3) この預金は解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求する ことができます。この場合は、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約 します。
  - ①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。
  - ②前号で解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (4) 前項において最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
  - ①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
  - ②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
    - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
    - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

## 8. (退職時の取扱い)

退職等の理由により勤労者財産形成貯蓄制度の適用が受けられないこととなった場合には、その預金は次により取扱います。

- (1) 当該理由の生じた日(以下「退職等の日」という。)において、預入日(継続したときは最後の継続日)から2年を経過していない預金については、第2条の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応答日に最長預入期限が到来するものとします。
- (2) 退職等の日以後、最長預入期限(前号で定める最長預入期限を含む。)における自動継続を停止します。

## 9. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更することができるものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

# 10. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。